インターネットライブ利用規約

第1条（目的）

インターネットライブは、株式会社カークエスト（以下　甲という）と個別に当該利用契約を結んだCIS会員（以下　乙という）に対し、ユー・エス・エスグループのオートオークション会場および甲の提携先オートオークション会場へインターネットを介したリアルタイム応札システムを提供すること（以下　本サービスという）により、効率的なオークション取引を行うことを目的とする。

第2条（申込資格）

本サービスの利用申込みをしようとする者は、下記の要件を満たさなければならない。

1. 甲が主宰する会員制組織であるCISの会員であること。
2. CIS月会費やその他有料サービス料金の滞納がないこと。
3. 甲の諮問審査委員会による裁定で、サービス停止処分または同等の措置を受けた履歴がないこと。

第3条（利用申込）

1. 利用申込みはインターネットライブ利用申込書に必要事項を記入・署名または記名捺印の上行う。
2. 前項の利用申込みは、1 法人につき1契約とする。

第4条（契約の義務）

1. 乙は、本利用規約およびこれに付随する諸規則を遵守しなければならない。
2. 乙は、インターネットライブ利用申込書もしくは別途規定するコンピューター、インターネット接続機器およびプロバイダ等の環境（以下利用環境という）を、自らの責任と費用負担にて整備しなければならない。また、甲は本サービスのセキュリティまたはクオリティ等を維持する目的で当該利用環境の条件を改定することができ、この場合も同様に、乙は自らの責任と費用負担にて整備するものとする。
3. 乙は、本サービスを利用するためのコンピューターおよびインターネット接続機器等がウィルスの被害を受けないように、自らの責任と費用負担にて対策を行うものとする。

第5条（オートオークション規則の遵守）

乙は、本サービスを利用して参加したオートオークション会場が定める規則等を遵守するものとする。

第6条（応札）

1. インターネットライブにおける応札とは、乙のコンピューターから送信された応札信号が、甲のシステムを通じて応札対象となったオートオークション会場のセリシステムに到着した場合をいう。
2. オートオークション会場が乙に設定している与信限度を超える応札は、乙は本サービスを利用してもできない。
3. オートオークション会場が乙に応札停止措置を施している場合、乙は本サービスを利用できない。

第7条（通知義務）

1. 乙は、本サービスの申込にあたり、オートオークション会場の会員番号、住所、社名、代表者氏名、電話番号、FAX 番号を甲に届け出なければならない。
2. 乙は、前項の届出事項あるいはCIS会費等の引落口座等に変更があった場合は、速やかに甲に届けなければならない。

第8条（秘密保持義務）

乙は、本サービスから得られるすべての情報を第三者（本システムが利用できない者）に漏洩してはならない。

第9条（権利譲渡の禁止）

当事者双方は、本契約から生ずる権利、義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第10条（免責事項）

甲は、以下の事項に起因して生じた損害について、一切責任を負わない。

1. 通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器またはプログラム等の障害または瑕疵等により本サービスに係る情報の授受が中断もしくは遅延し、または誤送信もしくは欠陥が生じた場合の損失。
2. 第三者による本サービスへの妨害、システムへの侵入、情報改変等により本サービスに係る情報の授受が中断もしくは遅延し、または誤送信もしくは欠陥が生じた場合の損失。
3. 甲が標準として規定した利用環境を乙が満たしていないために本サービスに係る情報の授受が中断もしくは遅延し、または誤送信もしくは欠陥が生じた場合の損失。
4. 本サービスを利用する乙の通信機器、通信回線、コンピューター等のシステム機器またはプログラム等の障害もしくは瑕疵またはウィルス等により本サービスに係る情報の授受が中断もしくは遅延し、または誤送信もしくは欠陥が生じた場合の損失。
5. 本サービスを利用する乙のコンピューターから送信された情報が、甲の故意または重過失によらないシステム上の制限、エラー、内容の瑕疵により受信されない場合、または誤った情報が受信された場合の損失。
6. 甲に故意または重過失がなく、本サービスの中断もしくは提供する情報の誤送信または欠陥があった場合の損失。
7. 天変地異その他の異常事態に起因するシステム機器またはプログラム等の不具合が生じた場合の損失。
8. 本条第 1 項から第 7 項に起因し想定される機会損失。

第11 条（利用の停止）

乙が下記の各号の一つに該当したときは、甲は、催告を要せず本サービスの利用を相当期間停止することができる。

1. 乙がCIS会費の納入を滞納し、その他乙がCISに対して負担する債務の履行を怠ったとき。
2. 乙が本利用規約、その他甲が定める規則に違反したとき。
3. その他、乙において甲の会員としてふさわしくない言動のあったとき。

第12 条（利用の永久停止）

乙が下記の各号の一つに該当したときは、甲は、催告を要せず本サービスの利用を永久停止することができる。

1. 乙がCIS会費を滞納し、その他乙がCISに対して負担する債務の履行を 2 ヶ月分以上怠ったとき。
2. 乙が破産、会社整理、民事再生手続開始、会社更生手続開始等の申立をし、または申立を受けたとき。
3. 乙が、手形、小切手を不渡りとし、その他一般の支払いを停止したとき。
4. 乙が刑事事件を惹起したとき。
5. 乙が本利用規約、その他甲が定める規則に違反し、その違反が重大であると甲が判断したとき。
6. 乙が第 2 条所定の申込資格を喪失したとき。
7. その他、乙において甲の会員としてふさわしくない言動のあったとき。

第13 条（合意管轄）

本契約に関して乙と甲との間に紛争が生じた場合には、当該紛争の管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに当事者双方は合意する。